

令和元年度 第2回 狭山市行財政改革推進委員会 会議録

開催日時：令和元年8月23日（金）9時05分から10時05分

開催場所：市役所7階会議室

出席者：廣川会長、倉島副会長、栗原委員、神月委員、後藤委員、齊藤委員、
外山委員、服部委員

欠席者：金子委員、山口委員

事務局：田口行政経営課長、山岸主幹、加藤主任

傍聴者：なし

議 事

- (1) 令和元年度狭山市行政評価について
- (2) 狭山市行財政改革指針について
- (3) その他

〔要 旨〕

- (1) 令和元年度狭山市行政評価について

以下のとおり審議を進めた

- ・ 前回の狭山市行財政改革推進委員会において保留案件とされていた、第三者評価の名称と実施要領について、事務局より再度検討した「令和元年度狭山市行政評価 外部評価実施要領（案）」を提示し、協議いただいた。
- ・ 第三者評価の名称を変更することについては、協議の結果、「第三者評価」から「外部評価」に改めることで確認された。
- ・ 外部評価の実施にあたっては、事業そのものではなく、事業の評価結果に対する的確・妥当性を主として評価するものとし、妥当性についての判断にあっては、第一次評価及び第二次評価のいずれについても、市で判断した評価結果として妥当であるかどうかを判断することで確認された。
- ・ 協議の結果、「令和元年度狭山市行政評価 外部評価実施要領（案）」については、字句等の一部修正はあるものの、資料として提示した内容のとおり確認された。
- ・ 令和元年度狭山市行政評価外部評価の対象事業については、協議の結果、次の4事業とすることで確認された。
 - 1－1 公立保育所保育事業
 - 2－8 産業労働センター管理事業
 - 3－11 母子保健型利用者支援事業
 - 4－13 市民参画（協働）推進事業

(2) 狭山市行財政改革指針について

- ・狭山市行財政改革指針について、今年度一部改正を行ったので事務局より説明を行い理解いただいた。なお、改正前の狭山市行財政改革指針に掲げられた推進項目を着実に具現化するために設定した、具体的実施項目に係る平成30年度の実施結果及び令和元年度の計画の取りまとめについては、次回の委員会において概要を報告することとなった。

(3) その他

- ・特になし

[議事についての質疑、意見等]

議事 (1) 令和元年度狭山市行政評価について

| | |
|-----|--|
| ◇ | 資料1の「令和元年度狭山市行政評価 外部評価実施要領(案)」に基づき、第三者評価から名称を外部評価に改め、いくつかの設定した項目として、実施主体及び目的、外部評価を行う者、評価の対象、狭山市行財政改革推進委員会の役割、評価の方法、評価結果の活用等について、事務局より説明。 |
| 委員 | 「5 評価の方法について」の(3)の①だが、「各事業がより効果的、効率的に推進するための具体的な方法等を検討し、意見等を評価シートに記入」を当委員会からの指摘事項等のマストとして捉えてしまうのはいかがなものか。評価に対しての理由として、該当してくるものがあれば妨げるものではないが、必要があれば考えるということではよいのではないか。 |
| 事務局 | 指摘のとおり考えられることから、該当する場合や必要がある場合のみに対応することとする。 |
| 委員 | 「5 評価の方法について」の(3)の②の評価の妥当性は、第一次評価及び第二次評価のいずれについても行うものと考えているが、最終的には、市で判断した評価結果が妥当であるかどうかについて、判断することではよいのか。 |
| 事務局 | その様に考えている。 |
| 委員 | 「5 評価の方法について」の中で、事務事業評価の内容や結果において「的確・妥当なものであるかどうかの観点から、・・・」と評価の手順について表記されているが、このことは、事業そのものに対する捉え方、それとも評価の結果に重点をおいた捉え方、いずれを主として実施していくことになるのか。 |
| 事務局 | 評価結果に対しての的確・妥当性を主として、評価していくことを基本に考えている。 |
| 委員 | 評価の的確・妥当性の判断にあつては、評価フレームにおける各要因の捉え方として、行政としての要因、狭山市だからこそ持っている個別の要因、確実に棲み分けて認識していく必要があると考えている。 |
| 委員 | 「5 評価の方法について」の(3)の手順については、まず、②の「評価の妥当性」、次に、必要に応じて対処すべく、①の「意見等の評価シートの記入」、そして最後に、③の「当委員会としてのまとめ」となるよう、順番を入れ替えた表記が好ましいと考えるが、いかがか。 |
| 事務局 | 手順については、ご指摘のと通りの順番に改める。 |
| 会長 | 第三者評価を外部評価という表現に改めることについては、いかがか。 |
| 委員 | いわゆる、行政が行う評価ではなく、職員以外の者による評価として行われるものであり、この表現でよいと考える。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | 了承。 |
| | 第三者評価の名称を変更することについて、「外部評価」に改め、字句等の一部修正を行い、提示された「令和元年度狭山市行政評価 外部評価実施要領（案）」のとおり確認する。 |
| 会長 | 外部評価の対象事業としては、これまでに5事業の候補（案）が示されているが、どの様な扱いとしていくか、意見等をいただきたい。 |
| 委員 | 1－4 民間保育所等施設整備補助事業については、民間の法人が新たに民間認可保育所等を整備していくにあたり、施設整備に係る経費に対する補助事業であり、国及び市の補助率が定まっている事業であることから、この事業については、対象から除いてもよいと考える。 |
| 委員 | この事業については、1－1 公立保育所保育事業を評価していく中で、関係する事業の一つに捉えられる場合も考えられるが、その場合には、公立保育所保育事業の議論に吸収しながら対処していくこととし、単独事業として評価対象事業からは除いてよいのではないのか。 |
| 委員 | 了承。 |
| | 令和元年度狭山市行政評価外部評価の対象事業は、 1－1 公立保育所保育事業 2－8 産業労働センター管理事業 3－11 母子保健型利用者支援事業 4－13 市民参画（協働）推進事業 の4事業とすることで確認された。 |

議事 （2）狭山市行財政改革指針について

| | |
|----|--|
| ◇ | 行財政改革指針は、行財政改革に取り組むための方向性を示すものとして平成28年4月に定めたものであるが、指針の策定から3年近く経過し、全体的に取り組みが進捗したことなどにより、推進項目として設定した内容と実際に行うべき取り組みとに差が生じてきている状況が見受けられることから、指針の一部の見直しを行ったもの。 項目的に、基本的視点、行財政改革の推進項目、具体的実施項目の3段階に分けて取り組んでいく、狭山市行財政改革指針に今年度一部改正を行ったので事務局より説明。 |
| 委員 | 質疑なし。 |
| | 報告内容について確認、了承した。 |

議事 （3）その他
特になし

以上